

裏面の注意事項をよく読んでから記入してください。
※印の欄は記入しないでください。
字は、楷書(かいしよ)ではっきりと書いてください。
記名押印に代えて、署名することができます。

鹿児島市長 殿

児童手当・特例給付 認定請求書

提出年月日 ※処理No.
令和 年 月 日 0

氏名(法人名等) 生年月日 性別 住所 (アパート名・部屋番号まで記入してください)
昭和 平成 年 月 日 男・女
鹿児島市 丁目 番 号
(アパート・マンション名)
1. 厚生年金等 (旧共済年金含む) ( )共済
2. 国民年金
3. 5. 年金未加入
4. その他年金( )
銀行支店種口座番号 口座名義(請求者名) (左語・カタカナで記入)

氏名 続柄 生年月日 同居・別居の別 住所 (別居先)
平成 令和 年 月 日
1. 同居
2. 市内別居
3. 市外別居
4. 海外別居
海外留学をしている場合の出国年月 令和 年 月
監護の有無 生計関係 ※児童との関係
1. 有 1. 同一 1. 未成年後見人
2. 無 2. 維持 2. 父母指定者
3. 同居父母

所得の合計額 円
控除
医療費控除額 円
障害者控除額(障害・特障人) 円
寡婦・寡夫・勤労学生控除 円
法施行令第3条第1項による控除 80,000 円
扶養親族等及び児童数 人
うち、老人配偶者・老人扶養親族 人
所得制限限度額 円

チェック項目 区分
1. 被用者 2. 非被用者
3. 特例給付(被) 4. 特例給付(非被)
1. 認定
支給開始年月 令和 年 月
備考
1. 15日以内の提出
2. 15日経過後の提出
2. 却下 理由

認定・却下年月日
令和 年 月 日
認定・却下通知年月日
令和 年 月 日
※受付確認年月日

(18歳到達後最初の3月31日までの児童を全員記入してください)

令和 年中の譲渡所得
1. 有 2. 無
令和 年1月1日の住所
1. 市内 2. 市外
(市外の方は、1月1日現在の住所)
(前住所地の転出年月日)
令和 年 月 日
配偶者の状況
1月1日の住所
1. 市内 2. 市外 (市町村)
配偶者を扶養(税申告)
1. している 2. していない

## 注 意

- 1 請求者は原則として父親か母親となります。父親・母親がともに児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合は、児童の生計を維持する程度の高い方が請求者となります。
- 2 「氏名(法人名等)」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 3 「生年月日」、「性別」、「加入年金種別」、「請求者の勤務先」、「配偶者の状況」、「譲渡所得」、「1月1日の住所」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 4 「住所」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 5 「加入年金種別」の欄は、請求者の請求の日においてあてはまるものを○で囲んでください。
- 6 「支払希望金融機関」の欄は、請求者名義の口座を記入してください。また、該当金融機関の預金(貯金)通帳の写しを提出してください。
- 7 配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。配偶者がいる場合は、配偶者の氏名を記入し、同居・別居については、該当するものを○で囲み、別居の場合は住所も記入してください。職業は、該当するものを○で囲み、「イ 公務員」の場合には、勤務先も記入してください。
- 8 「支給要件児童」の欄は、請求者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することををいいます。以下同様です。)をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 9 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 10 「監護」とは、請求者が児童を監督・保護することです。
- 11 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ① 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や、請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ② 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - ① 児童が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の属する世帯の全員の住民票の写し
  - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
  - ③ 児童が請求者自身の子であり、請求者はその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
  - ④ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑥ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
  - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑧ 請求者が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
  - ⑨ 児童が請求者の親族でないためその市町村民税又は特別区民税で扶養控除の対象とならないが、前年(1月から5月までの月分については前々年をいいます。)の12月31日に請求者が生計を維持していた児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
  - ⑩ 請求者が厚生年金又は共済年金に加入しているときは、年金加入証明書又は健康保険証の写し